

○阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱

令和4年3月29日

告示第28号

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱(平成29年阿波市告示第87号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の実情に応じたほ場の整備を新たに実施することにより、生産性の向上や作業の効率化を図るとともに、農業経営の安定につなげることを目的とし、別表に掲げる補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を実施するものであって、迅速かつきめ細かな農地、農業水利施設等の整備を実施するものに対し、その経費の一部を予算の範囲内で、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、阿波市補助金交付規則(平成17年阿波市規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる事業)

第2条 補助の対象となる土地(以下「申請地」という。)は、阿波市農業振興整備計画における農用地区域内の農地とし、補助対象事業は、別表に定めるとおりとする。

(交付対象者の要件)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事務所を有し、経営耕地面積が40アール以上の者であること(法人を含む。)
- (2) 市税等に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 補助対象事業が未着工であること。
- (5) 補助対象事業を年度内に完了させる予定であること。

(補助金の額の算定及び限度額)

第4条 補助金の額は、申請地の面積(1アール未満の面積については切り捨てに、別表に定める補助単価を乗じた額を限度とし、事業費の2分の1を超えない範囲とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下、「申請者」という。)は、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提

出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 事業計画を記した図面
 - (3) 見積書
 - (4) 土地の全部事項証明書(写し)
 - (5) 公図(写し)
 - (6) 申請地の位置図
 - (7) 申請地の写真
 - (8) 市税等に滞納がないことを証明する書類(完納証明書)
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助対象事業の着工)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定後において、補助対象事業に着工するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 申請者は、補助金の交付の決定通知を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に変更事業実施計画書(様式第5号)その他市長の認める書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更決定通知書(様式第6号)により、申請者へ通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第9条 申請者は、補助金の交付の決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金中止(廃止)承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績調書(様式第9号)
- (2) しゅん工図面
- (3) 領収書及び内訳書(写し)
- (4) 施工前、施工状況及び施工完了時の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等により検査を実施し、適正と認められたときは、補助金の額を確定し、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金確定通知書(様式第10号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定を受けた者は、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付請求書(様式第11号)を提出し、市長へ補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) この告示の規定又は補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- (4) 補助対象事業の実施方法が適正でないと認めたとき。

(関係書類の保管等)

第14条 申請者は、規則第18条の規定により、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助対象事業の完了の日又は中止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 申請者は、規則第19条の規定により、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第1条、第2条、第4条関係)

補助対象事業		補助単価
事業種類	事業内容	
1 区画の拡大	けい畔除去、均平作業等による区画拡大	10アール当たり10万円
2 排水の整備を伴う区画の拡大	排水の整備を伴う、けい畔除去、均平作業等による区画拡大	10アール当たり15万円
3 排水の整備	網状管の埋設、開きょ水路の設置等による排水不良の解消	10アール当たり10万円

様式第1号（第5条関係）

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付申請書

年 月 日

阿波市長 様

申請者 住 所
代表者名
電話番号

年度において、下記の事業を実施したいので、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業種類

2 事業内容

3 補助金交付申請 金 円

4 関係書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業計画を記した図面
- (3) 見積書
- (4) 土地の全部事項証明書（写し）
- (5) 公図（写し）
- (6) 申請地の位置図
- (7) 申請地の写真
- (8) 市税等に滞納がないことを証明する書類（完納証明書）
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

事業実施計画書

1 事業目的

2 申請地の住所、面積

3 事業実施予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4 事業費 金 円

5 補助金交付申請 金 円

6 施工者

7 その他

様式第3号（第6条関係）

阿農整指令第 号
年 月 日

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付決定通知書

申請者 住所
氏名 様

阿波市長

年 月 日付けで申請のあった阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金を次のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2 補助金の交付条件

- 阿波市補助金交付規則及び阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助対象事業の内容変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第4号（第8条関係）

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更承認申請書

年 月 日

阿波市長 様

申請者 住 所
代表者名
電話番号

年 月 日付け阿農整指令第 号で、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金の交付決定の通知があったところですが、下記のとおり変更したいので、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱第8条の規定により、次の関係書類を添えて変更の承認を申請します。

記

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金変更交付申請額 | 金 | 円 |

関係書類

- （1）変更事業実施計画書(様式第5号)
- （2）その他市長が認める書類

様式第5号（第8条関係）

変更事業実施計画書

1 事業の変更の理由

2 当初申請時との変更内容

3 当初事業費 金 円

4 当初補助金申請額 金 円

5 変更事業費 金 円

6 変更補助金申請額 金 円

7 その他

様式第6号（第8条関係）

阿農整指令第 号
年 月 日

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金変更決定通知書

申請者 住所
氏名 様

阿波市長

年 月 日付けで変更承認申請のあった阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金を下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金変更交付決定額

金 _____ 円

2 補助金の交付条件

- 阿波市補助金交付規則及び阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 補助対象事業の内容変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
- 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第7号（第9条関係）

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日

阿波市長 様

申請者 住 所
代表者名
電話番号

年 月 日付け阿農整指令第 号で、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金の交付決定の通知があったところですが、下記のとおり中止（廃止）したいので、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の期間

様式第8号（第10条関係）

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金実績報告書

年 月 日

阿波市長 様

申請者 住 所
代表者名
電話番号

年 月 日付け 第 号で阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付決定の通知があった阿波市小規模耕作基盤改善事業の実績について、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- （1）事業実績調書（様式第9号）
- （2）しゅん工図面
- （3）領収書及び内訳書（写し）
- （4）実施前、施工状況及び完了時の写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

事業実績調書

1 事業目的

2 事業費 金 円

3 事業実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 収支内訳

収入

科目	金額	摘要
自己負担金	円	
市補助金	円	
その他	円	
計	円	

支出

科目	金額	摘要
工事費	円	
計	円	

5 その他

様式第10号（第11条関係）

阿農整第 号
年 月 日

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金確定通知書

申請者 住所
氏名 様

阿波市長

年 月 日付け阿農整指令第 号で交付を決定した阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金について、その額を下記のとおり確定したので通知する。

記

- 1 補助金交付決定額
金 _____ 円
- 2 補助金変更交付決定額
金 _____ 円
- 3 補助金交付確定額
金 _____ 円

様式第11号（第12条関係）

阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付請求書

金 _____ 円

年 月 日付け阿農整第 号で額の確定の通知があった、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金について、阿波市小規模耕作基盤改善事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

阿波市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

金融機関名 店舗名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座名義 カタカナ書き	
口座番号	

※振込先となる預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・名義人が分かるもの）を添付すること。